

おくやみ手続き一覧表

死亡届提出後必要となる手続きについて

河合町

✓	対象	手続きの種類	内容／✓必要なもの	期限	担当窓口
□ 住民登録等に関すること	世帯主の方(変更を希望する方)	世帯主変更	・世帯主が亡くなった場合、配偶者、子の順番に新たに世帯主を設定しています。 (変更を希望する場合は届出が必要です。) 【必要なもの】 □ 窓口に来られる方の本人確認ができるもの ※届出人が同一世帯以外の方は委任状が必要	亡くなった日から 14日以内	【1階】 住民福祉課 住民係 【窓口①】
	印鑑登録をしていた方(印鑑登録カード所有者)	印鑑登録証	・亡くなった方の印鑑登録証は住民福祉課住民係まで返却するか、ハサミ等を入れて破棄してください。	特になし	
	戸籍謄本等の発行を希望する方	戸籍謄本・除籍謄本等の発行	・戸籍謄本・除籍謄本等の発行には死亡届出日から10日～3週間程、時間を要します。 【必要なもの】 § 河合町に本籍がある方 § □ 窓口に来られる方の本人確認ができるもの(マイナ保険証など、顔写真付きでない本人確認書類の場合は2点必要) § 河合町に本籍が無い方 § □ 窓口に来られる方(死亡された方の直系親族に限る)の運転免許証等の顔写真付きの公的な身分証明書)	特になし	
□ 保険(国保/後期)・福祉医療・年金	国民健康保険や後期高齢者医療制度に加入していた方	健康保険の喪失	・亡くなった方の健康保険の喪失手続きが必要です。 【必要なもの】(亡くなった方のもの) □ 資格確認書 □ 資格確認のおしらせ □ 特定疾病療養受療証(発行を受けた方)	亡くなった日から 14日以内	【1階】 住民福祉課 国保年金係 【窓口②】
		葬祭費の申請	・健康保険加入者が亡くなった時に葬祭執行者へ3万円を支給します。 【必要なもの】 □ 資格確認書(亡くなった方のもの) □ 葬祭費用の領収証や会葬御礼はがき等葬祭執行者が分かるもの □ 葬儀執行者の預金通帳またはキャッシュカード	葬祭を行った日の翌日から2年以内	
		保険料に関する相続人代表届(送付先変更届)	・資格喪失により年間の保険料を再計算し、相続人代表の方へ通知します。 【必要なもの】 □ 相続人の本人確認ができるもの		
	福祉医療の医療費助成を受けていた方	福祉医療の喪失	・亡くなった方の下記の福祉医療の喪失手続きが必要です。 【住民福祉課】 乳幼児・子ども医療、ひとり親家庭等医療、心身障害者医療、重度心身障害老人等医療 【福祉政策課】 精神障害者医療 【必要なもの】 □ 受給資格証 □ 相続人の預金通帳またはキャッシュカード	亡くなった日から 14日以内	【1階】 住民福祉課 国保年金係 【窓口②】 【1階】 福祉政策課 社会福祉係 【窓口⑤】

✓	対象	手続きの種類	内容／✓必要なもの	期限	担当窓口
<input type="checkbox"/> 保険（国保／後期） <input type="checkbox"/> 福祉医療・年金	国民年金受給者	未支給年金の請求	<p>未支給年金の請求が必要です。 ※手続き内容によっては年金事務所をご案内する場合があります。</p> <p>【必要なもの】</p> <input type="checkbox"/> ①亡くなった方の年金証書 <input type="checkbox"/> ②請求者名義の預金通帳またはキャッシュカード <input type="checkbox"/> ③請求者の戸籍謄（抄）本（請求者と亡くなった方の身分関係がわかるもの） <input type="checkbox"/> ④亡くなった方の住民票（除票）（戸籍謄（抄）本、死亡診断書（コピー可）でも代替可） <input type="checkbox"/> ⑤請求者の住民票謄本（世帯全員分） <input type="checkbox"/> ⑥生計同一に関する申立書（請求者と亡くなった方の住所が違う場合、第三者による証明が必要） <input type="checkbox"/> ⑦請求者のマイナンバーカード等、マイナンバーが確認できるもの（お持ちの場合） <p>【届出書類へのマイナンバー記載による必要書類の省略】 ※請求者が配偶者の場合、マイナンバーを書類に記入された場合は③～⑤の添付書類が省略できます。 ※請求者が配偶者以外の場合、マイナンバーを書類に記入された場合は④⑤の添付書類が省略できます。</p>	受給権者の年金の支払日の翌月の初日から5年以内	【1階】 住民福祉課 国保年金係 【窓口②】
	第一号被保険者として保険料を納めた期間（免除期間含む）が三年以上ある方が、老齢基礎年金・障害基礎年金を受けないまま亡くなられた方	国民年金死亡一時金の請求	<p>死亡一時金の請求が必要です。（国民年金保険料の納付月数などの要件に該当が必要です。） ※手続き内容によっては年金事務所をご案内する場合があります。</p> <p>【必要なもの】</p> <input type="checkbox"/> ①亡くなった方の基礎年金番号通知または年金手帳等基礎年金番号がわかるもの <input type="checkbox"/> ②請求者名義の預金通帳またはキャッシュカード <input type="checkbox"/> ③請求者の戸籍謄（抄）本（請求者と亡くなった方の身分関係がわかるもの） <input type="checkbox"/> ④亡くなった方の住民票（除票）（世帯全員の住民票に含まれている場合は不要） <input type="checkbox"/> ⑤請求者の住民票謄本（世帯全員分） <input type="checkbox"/> ⑥請求者のマイナンバーカード等、マイナンバーが確認できるもの（お持ちの場合） <p>【届出書類へのマイナンバー記載による必要書類の省略】 ※請求者が配偶者の場合、マイナンバーを書類に記入された場合は③～⑤の添付書類が省略できます。 ※請求者が配偶者以外の場合、マイナンバーを書類に記入された場合は④⑤の添付書類が省略できます。</p>		
<input type="checkbox"/>	国民年金以外の年金を受けていた方	遺族年金等の手続きや国民年金以外の申請	・大和高田年金事務所へ直接問合せください。 （電話 0745-22-3531）		

✓	対象	手続きの種類	内容／✓必要なもの	期限	担当窓口
□ 介護保険	65歳以上の高齢者 または介護認定を受けていた方	介護保険被保険者証等の返却	<ul style="list-style-type: none"> 介護保険被保険者証等の返却の手続きが必要です。 【必要なもの】 □ 亡くなった方の介護保険被保険者証(黄色) □ 【要支援・要介護認定を受けた方】 亡くなった方の介護保険負担割合証(ピンク色) □ 【該当の方】 負担限度額認定証(緑色) □ 窓口に来られる方の本人確認ができるもの 	速やかに	【1階】 福祉政策課 介護・高齢福祉係 【窓口⑥】
		保険料に関する相続人代表届(送付先変更届)	<ul style="list-style-type: none"> 資格喪失により年間の保険料を再計算し、相続人代表の方へ通知します。 【必要なもの】 □ 相続人の本人確認ができるもの 		
□ 高齢福祉	緊急通報装置の貸与を受けていた方	緊急通報装置の返却	<ul style="list-style-type: none"> 亡くなった方の緊急通報装置の返却手続きが必要です。 【必要なもの】 □ 窓口に来られる方の本人確認ができるもの 	速やかに	【1階】 福祉政策課 介護・高齢福祉係 【窓口⑥】
	配食サービスを受けていた方	配食サービスの終了	<ul style="list-style-type: none"> 亡くなった方の配食サービス終了手続きが必要です。 【必要なもの】 □ 窓口に来られる方の本人確認ができるもの 		
	まごころ収集を受けていた方	まごころ収集の終了	<ul style="list-style-type: none"> 亡くなった方のまごころ収集終了手続きが必要です。 【必要なもの】 □ 窓口に来られる方の本人確認ができるもの 		
	紙おむつ支給サービスを受けていた方	紙おむつ支給サービスの終了	<ul style="list-style-type: none"> 亡くなった方の紙おむつ支給サービス終了手続きが必要です。 【必要なもの】 □ 窓口に来られる方の本人確認ができるもの 		

✓	対象	手続きの種類	内容／✓必要なもの	期限	担当窓口
□ 障害福祉	身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳所持者	手帳返却手続き	<ul style="list-style-type: none"> 亡くなった方の下記手帳の返却手続きが必要です。 身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳 【必要なもの】 □ 亡くなった方の上記手帳 		【1階】 福祉政策課 社会福祉係 【窓口⑤】
	自立支援医療(精神通院)を受けていた方	自立支援医療受給者証(精神通院)返却	<ul style="list-style-type: none"> 自立支援医療受給者証(精神通院)の返却手続きが必要です。 【必要なもの】 □ 亡くなった方の自立支援医療受給者証(精神通院) 		
	ETC割引(有料道路、一般自動車道通行料)を受けていた方	ETC割引利用登録削除	<ul style="list-style-type: none"> ETC割引(有料道路、一般自動車道通行料)利用登録削除手続きが必要です。 【必要なもの】 □ 登録時のお問合せ番号がわかるもの 		
	特別障害者手当、障害児福祉手当、経過的福祉手当を受けていた方	資格の喪失および未支払請求	<ul style="list-style-type: none"> 特別障害者手当、障害児福祉手当、経過的福祉手当の資格喪失手続き、未支払請求手続き(未払分がある場合)が必要です。 【必要なもの】 □ 窓口に来られる方の本人確認ができるもの 		
□ 認定こども園	保育所・認定こども園・幼稚園等に通う児童の保護者	世帯状況変更の届出	<ul style="list-style-type: none"> 保育所・認定こども園・幼稚園等に通う児童の保護者が亡くなった場合、保育料の算定や、保育料の徴収に影響がでるため変更が必要です。 【必要なもの】 □ 窓口に来られる方の本人確認ができるもの ※届出人が同一世帯以外の方は委任状が必要 	速やかに	こども未来課 【かがやきの森こども園】
	保育所・認定こども園・幼稚園等に通う児童	退所の届出	<ul style="list-style-type: none"> 保育所・認定こども園・幼稚園等に通う児童が亡くなった場合、認定終了のため退所の手続きが必要です。 【必要なもの】 □ 窓口に来られる方の本人確認ができるもの ※届出人が同一世帯以外の方は委任状が必要 		

✓	対象	手続きの種類	内容／✓必要なもの	期限	担当窓口
□ 児童扶養手当	児童手当支給対象の児童	手当額改定または資格喪失の届出	・児童手当の対象となっていたお子様が亡くなった場合、届出が必要です。 【必要なもの】 □ 窓口に来られる方の本人確認ができるもの	亡くなった日から 15 日以内	【1階】 子育て健康課 【窓口③】
		資格喪失または未支払手当請求の届出	・児童手当の受給者が亡くなり、受給すべき手当が残っている場合、届出が必要です。 【必要なもの】 □ 窓口に来られる方の本人確認ができるもの □ 対象児童の口座番号確認書類		
	児童手当の受給者	認定請求の届出	・児童手当の受給者が亡くなった場合、新たな受給者の認定請求の届出が必要です。 【必要なもの】 □ 窓口に来られる方の本人確認ができるもの □ 請求者の口座番号確認書類 □ 請求者のマイナンバー確認書類 □ 請求者の健康保険加入状況がわかるもの	亡くなった日から 15 日以内	
	児童扶養手当支給対象の児童	手当額改定または資格喪失の届出	・児童扶養手当の対象となっていた 18 歳になった年の年度末まで(心身に一定の障がいを持つ場合は 20 歳未満)のお子様が無くなった場合、届出が必要です。 【必要なもの】 □ 窓口に来られる方の本人確認ができるもの □ 児童扶養手当証書	速やかに	
		資格喪失または未支払手当請求の届出	・児童扶養手当の受給者が亡くなり、受給すべき手当が残っている場合は、届出が必要です。 【必要なもの】 □ 窓口に来られる方の本人確認ができるもの □ 児童扶養手当証書 □ 対象児童の口座番号確認書類		
	児童扶養手当の受給者	認定請求の届出	・児童手当の受給者が亡くなった場合、新たな受給者の認定請求の届出が必要です。 【必要なもの】 □ 窓口に来られる方の本人確認ができるもの □ 戸籍謄本(1 か月以内に発行のもの。申請者と児童の戸籍が別の場合は 1 通ずつ必要) □ 請求者の口座番号確認書類 □ 請求者および対象児童のマイナンバー確認書類		

✓	対象	手続きの種類	内容／✓必要なもの	期限	担当窓口
□ 特別児童扶養手当	特別児童扶養手当支給対象の児童	手当額改定または資格喪失の届出	・20歳未満で障がいがあり、特別児童扶養手当の対象となっていたお子様が亡くなった場合、届出が必要です。 【必要なもの】 □ 窓口に来られる方の本人確認ができるもの	速やかに	【1階】 子育て健康課 【窓口③】
	特別児童扶養手当支給対象の児童	資格喪失または未支払手当請求の届出	・特別児童扶養手当の受給者が亡くなり、受給すべき手当が残っている場合は、届出が必要です。 【必要なもの】 □ 窓口に来られる方の本人確認ができるもの □ 請求者の口座番号確認書類		
	特別児童扶養手当の受給者	認定請求の届出	・特別児童扶養手当の受給者が亡くなった場合、配偶者または対象児童の養育者は認定請求を行うことができます。 【必要なもの】 □ 窓口に来られる方の本人確認ができるもの □ 戸籍謄本(1か月以内に発行のもの。申請者と児童の戸籍が別の場合は1通ずつ必要) □ 請求者の口座番号確認書類 □ 請求者および対象児童のマイナンバー確認書類		
□ 町税	町税(町県民税・固定資産税等)が課税されていた方	相続人代表の届出	・町税(町県民税・固定資産税等)に関する相続人代表者を指定いただきます。 【必要なもの】 □ 本人の死亡および相続人であることが分かる書類(戸籍謄本等) □ 届出人の本人確認書類	速やかに	【1階】 税務課 【窓口⑧】
	原動機付自転車(河合町ナンバー)の車両を所有していた方	原動機付自転車等(河合町ナンバー)の名義変更または廃車	・原動機付自転車等(河合町ナンバー)の名義変更または廃車の手続きが必要です。 【必要なもの】 □ 本人の死亡および相続人であることが分かる書類(戸籍謄本等) □ 届出人の本人確認書類 □ 標識交付証明書 □ ナンバープレート(廃車の場合のみ)	速やかに	【1階】 税務課 【窓口⑧】

✓	対象	手続きの種類	内容／✓必要なもの	期限	担当窓口
□ 町税	税金や料金を口座振替で納付していた方	今後の納税に関する手続き・納付について(口座振替の変更または廃止等)	<ul style="list-style-type: none"> ・今後の納税についてご確認いただき、口座振替の登録をされている場合は、廃止手続きおよび新たな口座の登録(希望者のみ)が必要です。 【必要なもの】 □ 亡くなった方の納税通知書や領収書 く口座振替の手続きをされる方は、プラスチックのもの □ 新たに登録される口座のキャッシュカード (窓口で暗証番号の入力が必要) ※対象金融機関等は税務課へ問合せください。 【来庁が困難な場合】 口座振替依頼書の提出が必要です。税務課へ問合せください。 	速やかに	【1階】 税務課 【窓口⑧】
□ 法定外公共物	法定外公共物(里道・水路)の使用者となっていた方(継続して同居等の家族が使用する場合)	使用者・請求先名義変更	<ul style="list-style-type: none"> ・同居のご家族様等が継続して使用する場合は、使用者・請求先の名義変更の手続きが必要です。 【必要なもの】詳細は建設課窓口まで 	速やかに	【1階】 建設課 【窓口⑩】
□ 農地	農地を所有していた方	農地法第3条の3の規定による届出	<ul style="list-style-type: none"> ・相続により農地の所有権や耕作権を取得された場合は届出が必要です。 【必要なもの】詳細は建設課窓口まで 	亡くなった日から10か月以内	
□ 山林	森林を所有していた方	森林法第10条の7の2第1項の規定による届出	<ul style="list-style-type: none"> ・相続により森林の所有者となった場合は届出が必要です。 【必要なもの】詳細は建設課窓口まで 	亡くなった日から90日以内	
□ 水道	水道の使用(契約)者となっていた方(単身世帯などで使用を止める場合)	水道閉栓連絡	<ul style="list-style-type: none"> ・継続して水道を使用しない場合は、水道の閉栓連絡が必要です。 	特になし(ただし、閉栓が遅れると基本料金が発生する場合があります)	【2階】 奈良県広域水道企業団 河合事務所 【窓口⑤】
□ 水道	水道の使用(契約)者となっていた方(継続して同居等の家族が使用する場合)	使用者・請求先名義変更	<ul style="list-style-type: none"> ・同居のご家族様等が継続して使用する場合は、使用者・請求先の名義変更の届出が必要です。 【必要なもの】 □ 給水装置(使用者・所有者)変更届 (河合事務所にあります) 	速やかに	

✓	対象	手続きの種類	内容／✓必要なもの	期限	担当窓口
<input type="checkbox"/>	水道料金を口座振替で納付していた方(継続して同居等の家族が使用する場 合)	振替口座の変更	・同居の家族等が継続して使用する場で、亡くなった方の名義で口座振替をしていたときは、口座の変更が必要です。 <金融機関窓口での手続となります。> 【必要なもの】 <input type="checkbox"/> 金融機関の通帳 <input type="checkbox"/> お届け印 <input type="checkbox"/> お客様番号 <input type="checkbox"/> 本人確認書類 <input type="checkbox"/> 預金口座振替依頼書 ※「預金口座振替依頼書」は河合事務所にあります。	速やかに	【2階】 奈良県広域水道企業団河合事務所 【窓口⑤】

河合町役場以外で行う公的手続き

✓	対象	担当窓口
<input type="checkbox"/>	不動産登記、相続関係	奈良地方法務局葛城支局 (電話 0745-52-4941)
<input type="checkbox"/>	普通自動車・二輪軽自動車(125 cc超 250 cc以下)・二輪小型自動車(250 cc超)	奈良運輸支局 (電話 050-5540-2063)
<input type="checkbox"/>	三輪・四輪の軽自動車の名義変更、廃車	軽自動車検査協会奈良事務所 (電話 050-3816-1845)
<input type="checkbox"/>	運転免許証の返納	西和警察署 (電話 0745-72-0110)
<input type="checkbox"/>	預貯金口座などの凍結解除	各金融機関
<input type="checkbox"/>	国税(所得税)関係の相続・申告	葛城税務署 (電話 0745-22-2721)
<input type="checkbox"/>	遺言書の検認・相続放棄申立	奈良家庭裁判所葛城支部 (電話 0745-53-1774)
<input type="checkbox"/>	外国籍の方(在留カード等の返納)	大阪出入国在留管理局 奈良出張所 (電話 0742-23-6501)
<input type="checkbox"/>	空き家の管理・除却・利活用	特定非営利活動法人 空き家コンシェルジュ (電話 0744-35-6211)